

企業主導型保育事業利用契約書

NOVAホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及び _____
 (以下「乙」という。)は、企業主導型保育事業の利用について、次のとおり契約を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、乙の『じぶんみらい保育園 広島曙』(以下「当園」)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (保育所の所在地)

当園は、下記の通りとする。

住所:広島県広島市東区曙2-8-13 ファビュラス曙1F

第3条 (保育園の設置目的及び利用者)

当園は、従業員の福利厚生を目的として設置、保育所を利用できる者は、甲及び乙の従業員及びその子供とする。但し、定員に空きがある場合に限る。

第4条 (保育所の設置・運営・定員)

当園は、甲が設置・運営し、乙が負担する費用はない。利用定員は21人とし、乙が利用できる甲の保育施設の従業員枠は最大3人とする。

第5条 (利用の手続き・料金の支払い)

当園を利用する場合は、利用者と当園との間で別途「保育契約書」を個別に交わすこととする。また、別途定める月額保育料金については、当月の料金の合計額を、前月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に振替にて、利用者の銀行口座から引き落として、利用者が甲に支払うものとする。

第6条 (契約期間と契約解除)

本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙両者においてこの協定内容に異議のないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

第7条 (料金等の変更)

当園は、利用者が負担する入園準備費用、保育料その他の料金を経済情勢の変動または当社の経営事情により変更することができる。この場合、当園は、事前に、利用者に対して、変更内容を告知するものとする。

第8条 (個人情報の守秘義務)

当園に従事する全ての職員は、保育を提供する上で知り得た、利用者、その子供及び家族等に関する情報を第三者に漏らさないものとする。この守秘義務は、契約終了後も継続する。

第9条 (その他)

この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙両者の協議に基づいて決定する。

第10条(反社会的勢力の排除)

1 甲および乙は、本契約締結日において、自ら並びにその役員(取締役、監査役及び執行役を含む。)及び経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」という。)に該当しないこと及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1)相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いること
- (2)偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為を行うこと
- (3)相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること
- (4)その他前各号に準ずる行為を行うこと

以上

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自一通を保有する。

年 月 日

甲

東京都品川区東品川2-3-12
 シーフォートスクエアセンタービルディング9F
 NOVAホールディングス株式会社
 代表取締役社長 稲吉正樹 印

乙

印